

「火入れ」と「野焼き」について

これは「火入れ」です！

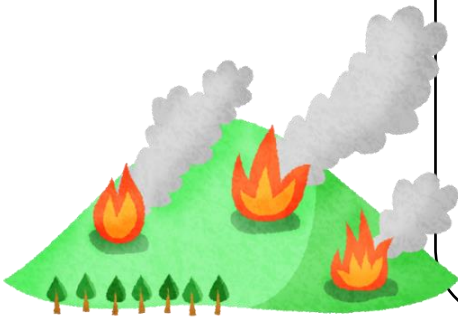
- ・立木や生えている雑草など面的な焼却
(主に行政区で行う場合など大規模なもの)

村への申請が必要！！

- ・村条例により、火入れを行う際には、10日前までに
村（産業振興課）へ事前に許可の申請が必要となります。

～注意～

- ※火入れ面積が0.5haまでは10人以上の火入従事者が必要
- ※1回の申請につき、面積は2haまで
- ※許可の対象期間は7日以内



煙の量や臭い、時間帯などに考慮し、
近隣住民の迷惑にならないよう気をつけましょう！

これは「野焼き」です！

- ・刈り取った草の焼却、稲わらの焼却
- ・燻炭、伐採した枝の焼却
(主に個人で行う場合など小規模なもの)

村への申請は不要！！

ただし、消防署への届け出が必要な場合がありますので、最寄りの消防署（石川消防署玉川分署：57-4112）へお問い合わせください。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、
廃棄物の焼却は例外を除き原則禁止されています

※例外とは・・・ 家庭ゴミの焼却も禁止です！
どんと焼き等、地域の行事
農業、林業等を営む上でやむを得ないものとして行われる焼却

